

「情報公開文書」

受付番号： 受付-22168

課題名：歯周病リスク予測に向けた口腔状態と全身疾患関係性解明の後ろ向き研究

1. 研究の対象

過去に当院歯周病科で歯周病の検査を受けたことある20歳から80歳までの方。100名の患者さんに参加していただく予定です。

2. 研究期間

2020年12月（倫理委員会承認後）～2021年11月

3. 研究目的

歯周病と全身疾患との関連についての報告が多くなされています。そこで本院医科・歯科の医療データから、その関連性についてより詳細に分析することによって、歯周病のなりやすさを予測できるプログラムを作り出すことを目的とします。

4. 研究方法

過去の医科・歯科の医療データを匿名化した上で使用します。患者からの研究への不参加および研究の撤回の申し出があった場合には医療データは使用しません。なお、本研究は株式会社フィリップス・ジャパンとの共同研究契約に基づき受け入れた研究費を使用して実施します。本研究における利益相反については、本学利益相反マネジメント委員会で審査を受けています。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

過去の診療録から以下のデータを用います。

- a) 年齢、性別
- b) 口腔衛生習慣：歯磨き頻度
- c) 喫煙歴
- d) 歯周組織データ：歯周ポケットの深さ、欠損歯数、口腔清掃状態
- e) 糖尿病：有無、糖尿病期間、糖尿病のカテゴリー
- f) 血液検査データ：空腹時血糖値、中性脂肪値、HDL コレステロール値
- g) 一般データ：BMI、収縮期血圧、拡張期血圧

6. 外部への試料・情報の提供

データセンターへのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。本研究で得られた結果は、まとめられ、学会や論文等で発表が行われますが、あなたの名前等の個人情報是一切わからないようにしますので、プライバシーは守られます。

7. 研究組織

東北大学大学院歯周病科 山田 聡
株式会社フィリップス・ジャパン 相澤 仁

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先：

980-8575 仙台市青葉区星陵町4-1 TEL 022-717-8334
東北大学大学院歯学研究科歯内歯周治療学分野、根本英二

研究責任者：

東北大学大学院歯学研究科歯内歯周治療学分野、山田 聡

研究代表者：

東北大学大学院歯学研究科歯内歯周治療学分野、山田 聡
株式会社フィリップス・ジャパン [相澤 仁](#)

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合